

里親が経験する喪失の類型化とその影響について - disenfranchised griefに焦点を当てて -

井出智博（北海道大学） 八木孝憲（仙台白百合女子大学） 鬼塚淳子（東京大学） 上野永子（静岡福祉大学）

I 問題と目的

・里親家庭や施設で暮らす社会的養護児童は「困難な状況から保護された子ども」と見なされる
→しかし、実際のところ子どもにとってはどのような体験なんだろう？

虐待やネグレクト、あるいは経済的困窮、精神疾患を持つ保護者との生活といった過酷な状況から保護され、安定した暮らしを送ることが保障された生活を手に入れたと感じられることもあるかもしれない

自分を傷つけた虐待者である親との別れであっても強い喪失を感じており (Scott, 2016)、そのアンビバレンスな経験は彼らを正常な悲嘆のプロセスから遠ざけている (Courtney, 2000)

家族や学校のクラスメートとの別れ、あるいは遊び慣れた公園、所属感を持っていた部活動との別れなど、様々な関係性や環境を喪失する機会として経験されることもあるかもしれない

・**あいまいな喪失 (ambiguous loss; Boss, 1999)**
→子どもにとって「その先」が見通せないために「あいまいな喪失」が起きやすい

・非子としての喪失であること、別れがあいまいなままに進行すること、喪失よりも保護されたということに目が向きやすいこと、子どもだからその影響をうまく表現できないこと…
→死を伴う喪失は周囲から多くの注目を集め、社会から悲嘆する権利と多くのケアを受ける機会が与えられるが、社会的養護児童が経験する喪失、悲嘆は必ずしもそうした権利と機会を与えられているわけではない

→**権利を奪われた悲嘆 (disenfranchised grief; Doka, 1989)**
・社会的養護児童にとって喪失とそれに伴う悲嘆は非常に重要なテーマであるにも関わらず、わが国の社会的養護や児童虐待問題において、喪失という概念が中心的に扱われることはなかった (増沢・内海, 2020)

・「正常な悲嘆のプロセス」がない場合、喪失、悲嘆はトラウマ化し、その影響が深刻化、長期化する
→**複雑性悲嘆**
*そのため悲嘆のケア (grief care) が非常に重要な意味を持つが、**社会的養護児童の悲嘆のケアにおいて中心的な役割を担うのは共に暮らす里親・施設の職員 (= 代替養育者) である**

ところが、代替養育者も「権利を奪われた悲嘆」を経験している…

・里子が年齢の上限に達することで里親委託が終了するときに経験される喪失
・何らかの事情による予期しない里親委託終了、措置変更が起きるときに経験される喪失
・一時保護委託終了により経験される喪失、週末里親が経験する喪失
*特に予期しない里親委託の終了、措置変更 (子どもの事情、里親の事情、家庭引き取りなど) では…
・思春期の負担が大きすぎる子どもとの関係が破綻し措置解除になった時、里親は安堵するが同時にそう感じているを責められ、恥じたりするという体験をしていることが示された (Valentine, Maccallum & Knibbs, 2019)

・しかし、措置解除・変更によって里親家庭子どもが離れることになっても、里親子の関係は悲嘆するほど強固なものではない、あるいは里親は最初からその関係が一時的なものだと認識していたはずなので悲しむべきではないといった前提がある (Edelstein et al., 2001)
→子どもと深い関係を築くことができる代替養育者が推奨される一方で、その関係を築いた子どもとの関係を喪失することで悲嘆を経験することにほとんど留意されないという代替養育者が直面する深刻な矛盾 (Mullings, 2010)

・多くの里親が里子との関係の喪失を人生を変えるほど深刻だったと報告している (Herbert et al., 2013) が、そうした里親の喪失感には周囲に認識されず、公的にケアされることがない (Lynes & Sitoe, 2019)
→わが国でも里親は喪失体験をしているものの、グループケアは何も行われていない (上野, 2016)

→**まさに 関心を向けられず「権利を奪われた悲嘆」となっている**

【本研究の目的】
・里親が経験する喪失やそれに伴う悲嘆に関する現状を把握すると共に、どのような支援が必要だと考えられるかについての知見を提供する (→質問紙調査+インタビュー調査)

II 方法

- 調査時期: 2023年3月~5月
- 調査方法: 郵送による質問紙調査
*調査にあたっては関東甲信越静岡ブロックの里親協議会、並びに協議会に属するいくつかの里親会にご協力を得た
- 郵送部数: 1,002部
- 回収率: 253部 (25.2%)
*ただし、調査票の郵送対象には未受託里親を含むが、回答・返送は子どもを受託した経験がある里親に限定したために、子どもを受託した経験のある里親に対する回収率は不明
- 研究倫理: 本研究に関する一連の手続きについては、第二著者の所属先である北海道大学大学院教育学研究院における倫理審査を受審し、承認を得た (22-22)。

III 結果

- 回答者について
(1) 回答者の平均年齢: 54.4歳
(2) 里親としての経験年数の平均: 8.2年
(3) これまでに受託した里子の人数の平均: 6.5名
(4) 登録している里親の種別 (複数回答)

種別	該当	該当%
養育里親	233	92.1
専門里親	24	9.5
親族里親	3	1.2
養子縁組里親	62	24.5
特別養子縁組	54	21.3

表2 里親が経験する喪失とその影響

喪失の種類	経験有	%
里子との別れの経験がある	157	62.1
年齢上限による措置解除	39	15.3
不調等による措置解除	47	18.5
実親への引取りによる措置解除	73	28.7
一時保護の終了	124	48.8
その他	18	7.1

表3 喪失の心理的負担 (「喪失の経験がある」と回答した里親のみ)

心理的負担	標準偏差	最も大きかった	
年齢上限による措置解除	4.8	3.6	7
不調等による措置解除	7.8	2.8	25
実親への引取りによる措置解除	6.4	3.5	39
一時保護の終了	5.3	3.5	63
その他	7.4	3.1	13

【表3について】「最も大きかった」項目の選択は自身が経験した喪失体験のうち、最も影響が大きかったものを選択しただけのため、度数としては経験している人が少ない「一時保護終了」に伴う喪失の選択が必然的に多くなるが、「年齢上限による措置解除」では経験者に対して影響が最も大きかったを選択した人は少ない傾向にあった ($\chi^2 = 0.836, p = 0.10$)

3. 里親の悲嘆反応 (「里子との別れの経験がある」と回答した里親のみ)
喪失の影響をトラウマ体験の観点から捉えるために、IES-R (Impact of Event Scale-Revised: 改訂出来事インパクト尺度) を用いて、PTSDの3つの中核症状である「過覚醒症状」「侵入症状」「回避症状」から評価した。

表4 里親の悲嘆反応 (「喪失の経験がある」と回答した里親のみ)

因子	直後		1ヶ月後		t	d
	平均	SD	平均	SD		
過覚醒症状	1.60	1.19	1.16	1.07	10.076***	0.861
侵入症状	0.83	1.05	0.63	0.96	8.028***	0.686
回避症状	0.96	0.92	0.74	0.85	7.738***	0.666
合計得点	23.99	20.77	17.76	19.31	10.289***	0.928

*** p < .001

・IES-Rではおおむね合計得点が25点以上をPTSDの可能性が高い群と見なす
→喪失体験直後の里親の反応はそれに近い数値 (23.99) を示しており、喪失直後のインパクトは非常に (= 生活に支障をきたすほど) 強い
→1か月後には3つの中核症状、合計得点共に統計的に有意に低下しており、時間の経過とともに緩和されるが、依然高い数値 (17.76) を示しており、影響は継続する。

4. 「権利を奪われた悲嘆」という観点から見た里親の喪失・悲嘆 (「里子との別れの経験がある」と回答した里親のみ)
(1) 里子との別れを経験した後の心情
→里親が里子との別れを経験した後の「権利を奪われた悲嘆」に関連する心情は①周囲の無理解、②悲嘆の抑制の2種類に分けられた。

表5 里子との別れを経験した後の「権利を奪われた悲嘆」に関連する心情

項目	①	②	α
別れに伴う悲しみについて、誰にも話すことができなかった。	0.720	0.022	
別れに伴う悲しみは、誰からも理解されないと感じた。	0.807	-0.081	
私が別れに伴う悲しみを感じていても関わらず、誰もケアの必要性を理解してくれていないと感じた。	0.845	-0.100	0.822
里子との別れを悲しむ気持ちを表現すると、周囲から里親として不適格だとみなされたと思った。	0.492	0.238	
里子との別れを受けて、里親を続けるかどうか迷った。	0.573	0.116	
里親である以上、里子との別れに伴う悲しみは我慢すべきだと思った。	0.127	0.563	
子どもを預かる以前から子どもとの別れは予想されていたもので、悲しみを表現すべきではないと思った。	-0.079	0.831	0.647

主因子法 プロマックス回転

(2) 里親が経験する「権利を奪われた悲嘆」のタイプ
→しかし、こうした経験は等しくすべての里親が経験しているというわけではない。そこで「権利を奪われた悲嘆」の経験によるクラスター分析 (ward法) を行ったところ、以下の3群に分けられた。

- CL1: 周囲の理解があると感じ、悲嘆の抑制も少ない群
- CL2: 周囲の理解は一定程度あると感じているが、悲嘆の抑制がとても強い群
- CL3: 周囲の理解がないと感じ、悲嘆の抑制が強い群

表6 クラスターごとの権利を奪われた悲嘆の状態

	CL1 (N=28)		CL2 (N=82)		CL3 (N=41)		F	η^2	多重比較 (Bonferroni)
	M	SD	M	SD	M	SD			
周囲の無理解	1.18	0.28	1.69	0.61	3.30	0.70	136.60***	0.649	CL1<CL2<CL3
悲嘆の抑制	1.18	0.31	3.47	0.85	2.70	0.87	89.27***	0.547	CL1<CL3<CL2

*** p < .001

(3) 「権利を奪われた悲嘆」のタイプによる喪失の影響の違い
→3つの群 (CL)、及び喪失体験の直後と1か月後という時間的経過 (時期) によって「過覚醒症状」「侵入症状」「回避症状」という悲嘆反応に差異があるかを検討するために二要因分散分析 (混合計画) を行った。

表7 クラスターごとの悲嘆反応平均値

	CL1		CL2		CL3							
	直後	1か月後	直後	1か月後	直後	1か月後						
過覚醒症状	0.83	0.98	0.67	0.96	1.56	1.02	0.95	0.84	2.34	1.21	1.97	1.21
過覚醒症状	0.23	0.69	0.13	0.42	0.66	0.76	0.38	0.62	1.74	1.32	1.52	1.29
回避症状	0.32	0.39	0.23	0.32	0.98	0.88	0.65	0.74	1.50	0.98	1.35	1.03
合計	10.52	14.10	7.96	11.92	22.94	17.67	13.88	14.66	40.17	22.68	34.66	24.14

表8 分散分析表

	時期		CL	交互作用		多重比較・単純主効果								
	直後	1か月後		直後	1か月後	直後	1か月後							
過覚醒症状	60.30	39.37	***	16.80	26.32	***	0.202	0.708	1	2	3	4	5	
過覚醒症状	31.94	15.69	***	15.69	15.69	***	0.193	5.55	0.078	***	***	***	***	***
回避症状	66.85	19.58	***	19.58	19.58	***	0.248	8.56	0.126	***	***	***	***	***

*** p < .01 ** p < .001 表中の上段の値はF値を示し、下段の () 内は効果量 η^2 を示す

・周囲の理解があると感じ、悲嘆の抑制も少ないCL1では、直後の悲嘆反応が他のCLに比べて弱い
・周囲の理解は一定程度あると感じているが、悲嘆の抑制がとても強いCL2では、直後の反応は強いが時間の経過とともに低下し、CL1と統計的な有意差がない程度まで緩和される
・周囲の理解がないと感じ、悲嘆の抑制が強いCL3では、直後の悲嘆反応が非常に強く、時間の経過とともに低下するものの、1か月後にも依然としてCL1やCL2より強い状態が維持される

5. 里親が必要だと考える支援
→経験する喪失やそれに伴う悲嘆に対して、里親はどのような支援が必要だと感じているかについて、考えられる支援9項目について、1全くあてはまらない~5とてもあてはまるの5件法で回答を求めた。

表9 里親が必要だと考える支援

	1	2	3	4	5
里子との別れやそれに伴う影響に対するケアを受けることを里親の当然の権利と位置付けること	5	9	33	50	55
事前に、全般的な喪失体験の影響や対処について学ぶ研修の機会があること	7	12	32	60	41
事前に、里子と別れる時のことをイメージし、心の準備ができるようになるような研修の機会があること	8	18	46	47	33
事前に、すでに里子との別れを経験した他の里親の体験を聞く機会があること	5	14	33	52	47
里子との別れを経験した後、支援機関のスタッフに話を聞いてもらう機会があること	7	8	29	47	61
里子との別れを経験した後、他の里親に話を聞いてもらう機会があること	5	4	27	51	55
しばらく里親の役割を離れること	4	8	62	10	7
里親委託を行う機関と里親支援や里親へのケアを行う機関を明確に分けること	15	24	74	18	20
里親制度や社会的養護についての社会の理解が進むこと	3	2	19	23	105

IV 考察


本調査の結果からは子どもを受託した経験のある里親の約6割が里子との別れによる喪失を経験していること、そうした別れの中で里親子関係の不調など予期しない委託解除による別れが里親に大きな心理的負担を与えていることが示唆された。また、実親への引き取りという一見すると子どもにとっては好ましいと考えられる、あるいは国がパーマネンシー保障の中で優先的に進めている実親への引き取りによる委託解除による別れも里親には大きな心理的負担を与えていることなどは、支援を検討している際には留意すべき点であろう。こうした里親子の別れによって生じる悲嘆反応は、特に別れの直後には強い反応となり、時間の経過とともに緩和されていくが、そうした喪失やそれに伴う悲嘆について、その人自身がどれくらい表現してはいけないと感じているか (悲嘆の抑制) や、周囲に理解されないと感じているか (周囲の無理解) によって、そうした反応や時間の経過に伴う緩和の程度には大きな差があることが示唆された。悲嘆の抑制は今回の調査では多くの里親に見られた特徴であったが、その中でも特に里子との別れによる悲嘆を周囲に理解されないと感じている度合いが高い群では、悲嘆の影響が深刻、かつその深刻さが長期化する傾向にあることが示された。一方で悲嘆の抑制が強いながらも、周囲の無理解が弱い (周囲に理解されている) と感じている里親は時間の経過とともに悲嘆反応が緩和されることなどが明らかになった。この時、里親が必要だと考えている支援からは「周囲の理解」が、里親仲間や児童相談所、フォスターリング機関などの支援者の理解に加えて、社会の里親への理解が深まることや制度が整備されることなど、社会的理解が広がることが重要であることが示唆された。また他の支援としては、喪失を経験するより前に研修などを通して里子との別れによって生じる心の動きについて理解する機会を設けることなど事前の準備の重要性が示唆された一方で、里親の役割を離れることでリフレッシュするといったことは望まれていないことが示された。

こうした知見に基づいて里親が経験する喪失やそれに伴う悲嘆についてのケアが提供されることが望まれる。

演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

本研究は2022年度 公益財団法人前川財団 家庭・地域教育助成の助成を受けた。

北海道大学大学院教育学研究院 福祉臨床心理学研究室 井出智博 (idtomoro@edu.hokudai.ac.jp)



You can get the PDF file here.